

この度は、「薬剤師国家試験対策参考書[改訂第 11 版]⑧法規・制度・倫理」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
 ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 青本[改訂第 11 版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P33 18 行目	④ <u>原則</u> 、子供の出自を知る権利を認めない(<u>近親婚の防止、提供者に拒否権</u>)など。	④子供の出自を知る権利を <u>一定の要件の下で認めている</u> 。
P135 ●再教育研修の内容 表内 3 段落目 左	・1 年以上 <u>3 年未満</u> の業務停止 ・免許取消し	下線部削除
P262 b) 枠内 4 行目	……薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の……	……薬剤師、獣医師その他の医薬関係者又は <u>医学医術に関する学術団体、大学、研究機関その他の厚生労働省令で定める者は</u> 、医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の……
P370 ●保険薬剤師の療養担当 表内 4 段落目	※この調剤録は、調剤済みとなった処方箋に必要事項を記入したものをもって代えることができる	※この調剤録は、調剤済みとなった処方箋又は <u>薬剤服用歴等</u> に必要事項を記入したものをもって代えることができる
P389 メモ欄	2 回目以降(後発医薬品の使用に係る分割調剤の場合は 2 回目のみ)を異なる薬局で調剤した場合は、その薬局に適用される調剤基本料(10～41 点)を算定する。	2 回目以降(後発医薬品の使用に係る分割調剤の場合は 2 回目のみ)を異なる薬局で調剤した場合は、その薬局に適用される調剤基本料(<u>9～42 点</u>)を算定する。
P417 5 行目	<u>施設の種別別に見た施設数を下表に示す</u>	下線部削除
P433 下から 2 行目	……の認定を都道府県知事が行う……	……の <u>届出又は認定</u> を都道府県知事が行う……

※本書記載の参照頁“→「第○章 ○.○.○ ……」p.○参照”は、該当の内容が記載されている○.○.○が始まる頁を示しております。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の制定(2021 年 3 月)に伴う変更

	訂正前	訂正後
P66 7 行目	1)人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	1)人を対象とする <u>生命科学・医学系研究</u> に関する倫理指針
P66 8 行目	<u>2)ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針</u>	下線部削除
P66 下から 5 行目	1 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針	1 人を対象とする <u>生命科学・医学系研究</u> に関する倫理指針
P66 下から 4 行目	この指針は、人を対象とする医学系研究の実施にあたり、…	この指針は、人を対象とする <u>生命科学・医学系研究</u> の実施にあたり、…
P67 枠タイトル	●人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の目的と基本指針	●人を対象とする <u>生命科学・医学系研究</u> に関する倫理指針の目的と基本指針

P67 枠内 1 行目	この指針は、人を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が…	この指針は、人を対象とする <u>生命科学・医学系研究</u> に携わる全ての関係者が…
P67 枠内 7 行目	③研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価	③ <u>研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量</u>

下表は、第十八改正日本薬局方(令和3年6月告示)に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後			
P265 a) 日本薬局方の構成 1 行目	第 17 改正日本薬局方は……	第 <u>18</u> 改正日本薬局方は……			
P266 表 通則 1 局方の名称	……第十七改正日本薬局方と称し、その略名は「日局十七」、「日局 17」、「JPXVII」又は「JP17」とする	…… <u>第十八</u> 改正日本薬局方と称し、その略名は「日局 <u>十八</u> 」、「日局 <u>18</u> 」、「JPX <u>VIII</u> 」又は「JP <u>18</u> 」とする			
P266 表 通則 2 局方の英名	……Seventeenth Edition……	…… <u>Eighteenth</u> Edition……			
P269 表 通則 34 追加 ※以降 P270 通則 48 ま で番号ずらす	——	<table border="1"> <tr> <td>34</td> <td>元素不純物</td> <td>日本薬局法の製剤は、原則として一般試験法の元素不純物に係る規定に従って適切に管理を行う。また、製剤、原薬及び添加剤などにおいて、当該管理を行った場合には、医薬品各条などで規定された重金属、ヒ素など元素不純物の管理は要しない。</td> </tr> </table>	34	元素不純物	日本薬局法の製剤は、原則として一般試験法の元素不純物に係る規定に従って適切に管理を行う。また、製剤、原薬及び添加剤などにおいて、当該管理を行った場合には、医薬品各条などで規定された重金属、ヒ素など元素不純物の管理は要しない。
34	元素不純物	日本薬局法の製剤は、原則として一般試験法の元素不純物に係る規定に従って適切に管理を行う。また、製剤、原薬及び添加剤などにおいて、当該管理を行った場合には、医薬品各条などで規定された重金属、ヒ素など元素不純物の管理は要しない。			

薬学ゼミナール編集 青問[改訂第 11 版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P39 問 3 解説 表の 1 番下の行	服薬アドヒアランスの改善又は症状悪化の長期処方の有無	服薬アドヒアランスの改善又は症状悪化の <u>早期発見</u> の有無